



皆野町けんこう大使 み～な

国保からの お知らせ

医療費の自己負担が高額するとき

■医療機関などに限度額以上支払った場合

限度額と支払額の差額が、高額療養費として世帯主に支給されます。

該当者には受診後3か月ほどで、高額療養費支給申請のご案内を役場から発送しています。

ご案内を確認の上、申請手続きをしてください。

このときに、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

■あらかじめ医療費が高額になるとわかった場合

入院など、高額な医療費が見込まれる場合、「限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、ひとつの医療機関での医療費の支払いは限度額までとなります。

「限度額認定証」の申請手続きは、役場2番窓口でできます。

申請に必要なもの ・ 保険証 ・ 印鑑

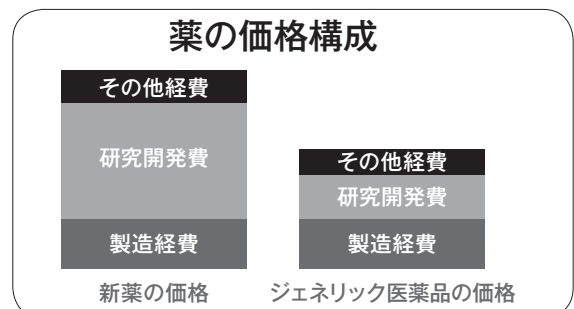
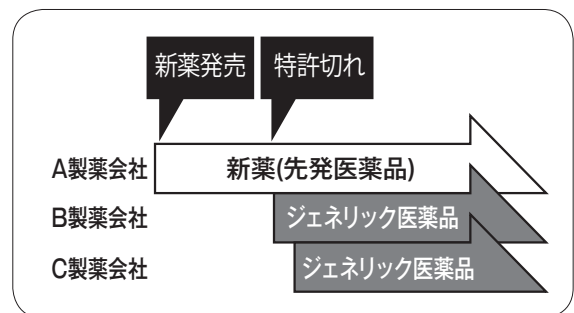
※国保税など滞納がある場合、限度額認定証の交付はできません。

※医療機関の窓口で提示するものは年齢や所得区分によって異なります。詳しくは下記問合せまで。

ジェネリック医薬品で 医療費節約！

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(新薬：先発医薬品)の特許期間終了後に作られた薬です。

これまでに使われたことのある薬なので、安心して利用できます。開発コストが少ないので、新薬より安価なのです。利用を希望する場合は、医師や薬剤師に相談してみてください。



問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232